

議案第65号

二宮町町民センター条例を別紙のように改正する。

令和2年9月29日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

公共、公益使用以外の場合について、町長が特に必要があると認めるときに使用料を減免することができることとするため、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町町民センター条例の一部を改正する条例

二宮町町民センター条例（平成22年二宮町条例第1号）の一部を次のように改正する。
第15条第1項を次のように改める。

町長は、センターを公用、公共用又は公益事業の用に供するとき、若しくは町長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(議案第65号) 二宮町町民センター条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料の減免) 第15条 町長は、センターを公用、公共用又は公益事業の用に供するとき、若しくは町長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>	<p>(使用料の減免) 第15条 町長は、公共又は公益のために使用する場合において町長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>